

### 第3回 加賀市都市計画審議会 議事記録

1. 開催日時 : 平成19年9月7日(金) 14:00~15:30
2. 開催場所 : 加賀市役所別館3階 302会議室
3. 出席委員 : 9委員

高山 純一 会長  
宮崎 力 委員  
齊官 慶一 委員  
櫻井 比呂之 委員  
吉江 外代夫 委員  
細野 祐治 委員  
竹腰 勇ノ介 委員  
山本 純男 委員  
西田 健治 委員

(事務局)

本田 義勝 (加賀市建設部長)  
北野 長俊 ( 〃 整備課長)  
辰野 毅 ( 〃 〃 都市計画係長)  
谷口 睦 ( 〃 〃 都市計画主査)  
蔵 公雄 ( 〃 〃 都市計画主査)  
高本 充浩 ( 〃 〃 橋立丘陵地整備係長)

#### 4. 議事次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事  
加賀都市計画土地区画整理事業の決定について  
(橋立土地区画整理事業の決定)
4. 採 決
5. 閉 会

#### 5. 配付資料

- 議案書 (加賀都市計画土地区画整理事業の決定について (橋立土地区画整理事業の決定))
- ※ 事前送付

## 会議録

事務局

ただいまより、第3回加賀市都市計画審議会を開催いたします。  
開会に際し建設部長の本田より一言申し上げます。

(建設部長)

本日はお忙しいところ、又、台風の余波が残るところご出席賜り有難うございます。加賀市は、新市の総合計画「水とりのふるさとづくり」をテーマにまちづくりの一步を踏み出したところですので。本日も審議いただきます事案は本市にとって非常に大事な事案であります橋立丘陵地整備事業でございます。何卒十分なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局

開会にあたりまして高山会長の方から一言ご挨拶をお願いいたします。

高山会長

今回の議案は1件土地区画整理事業です。議案の土地区画整理は、これまで行なわれてきた開発中心の土地区画整理とは矛先が違う計画であります。地域によっては、議案のような保全型の区画整理事業が必要とされると思います。みなさんの協議をお願いします。

事務局

有難うございました。

本日委員総数12名中9名ご出席いただいておりますので、加賀市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、過半数の出席条件を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、お手元の議案書1ページ目に委員の皆様のお名前を記載しておりますが、加賀市都市計画審議会条例第2条第2項第3号に規定します関係行政機関よりの委員としまして、石川県南加賀土木総合事務所、石川県南加賀農林総合事務所、石川県大聖寺警察署の各所長（署長）様方に本審議会の委員をお引受けいただいておりますが、本年3月および4月の定期異動により、新たに着任されましたので、ご紹介させていただきます。

石川県南加賀土木事務所長 竹越 勇ノ介 様 です。

石川県南加賀農林総合事務所長 山本 純 男 様 です。

石川県大聖寺警察署長 西田 健 治 様 です。

それでは、議事に移りたいと思いますが、加賀市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に従いまして、これからの進行を高山会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高山会長

それでは、本日の議案につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

(スライド1)

それでは、議案の説明をいたします。

(スライド2)

今回、都市計画決定する内容は、「橋立土地区画整理事業」ですが、これは、市の「橋立

丘陵地整備事業」という事業を、土地区画整理の手法を活用して進めようとするものです。

(スライド3)

計画区域の位置です。

加賀市の北側の海沿いの区域です。

大聖寺から約6 km、加賀温泉駅から約7 km、片山津インターから約5 kmの位置にあります。

区域の東側に橋立漁港があります。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分がない都市計画区域です。用途地域については指定がありません。

計画区域の北側は橋立町の集落に接していますが、橋立町は伝統的建造物群保存地区に指定されています。

また、越前加賀海岸国定公園が海岸部に指定されています。

なお、周辺には都市計画道路など、計画決定されている都市施設はありません。

(スライド4)

白点線の箇所が計画域です。

橋立漁港、橋立町、加佐ノ岬、以前の畑地がこの部分に見られます。

濃い緑の部分は、昔の薪炭林ですが、自然林になりつつあります。

昭和50年代に砂を取った部分がこのあたりですが、既にハンノキなど二次林になりつつあります。

一部で家庭菜園をしているところがあります。

(スライド5)

計画区域の周辺です。

加佐ノ岬や尼御前岬など、景勝地を含む海岸部が越前加賀海岸国定公園に指定されていますが、今回の土地区画整理の計画区域には国定公園は含まれていません。

橋立町の集落は、江戸から明治にかけて、大坂から北海道までの日本海側の各港を交易をしながら航海した「北前船」の里として、船主や船頭の邸宅を初めとする町並みを保存するため、「加賀橋立伝統的建造物群保存地区」として都市計画に定めています。今回の土地区画整理の計画区域に伝統的建造物群保存地区は含まれていません。

なお、伝統的建造物群保存地区に接した斜面林は、景観上保全すべき緑地として位置づけられています。この部分は土地区画整理の計画区域に一部含まれます。

計画区域の南側には、農業振興地域の農用地、いわゆる優良農地がありますが、土地区画整理の計画区域には含まれません。

区域内は山林、原野、耕作放棄地となっております。

その他、保安林は土地区画整理の計画区域に含まれません。また、急傾斜地や地すべり地など土砂災害の恐れがある規制区域も含んでおりません。

計画区域は、ほぼ全部、橋立町に含まれます。

一部に深田町を含みます。

(スライド6)

計画区域周辺の橋立町の町並みです。

ここは、北前船主、旧酒谷家の屋敷あたりです。

(スライド7)

越前加賀海岸国定公園の景勝地、「加佐ノ岬」です。

(スライド8)

事業実施の位置づけですが、加賀市総合計画では、市の将来像を「水と森のふるさと」としております。

計画区域は加賀市の自然のシンボルの一つである国定公園に隣接しています。この地の資源を活かし、里山の保全再生を通じて豊かな自然とふれあえる自然公園の整備を行おうとするものであります。

二つ目に、これらの自然と、橋立地区の歴史・伝統が調和した住宅地を創出しようとするものであります。

今回の市の計画以前には、ほぼ同じ区域で地権者主体による宅地造成計画がありましたが、保留地の分譲売却が確実ではないこと、あるいは、区域内の自然としての価値が見直されるなどして、全面開発による宅地造成は、実施できなかった経緯があります。

三つ目は、事業実施に不可欠な財源の確保という面です。

小松基地の戦闘機の機離着陸コース下の区域は、防衛省により騒音区域に指定されており、今回の計画区域はこの騒音区域に含まれ、国の事業補助が受けられるという利点があります。

平成16年度の防衛省による補助事業調査により、この区域を市が事業を実施する上での適地として選定した経緯があります。

(スライド9)

この橋立丘陵地整備事業は大きく分けて三つの事業内容があります。

一つ目は、自然園の整備です。

この整備は、防衛施省の補助事業である「防衛施設周辺整備統合事業」補助を受けて実施します。用地は土地区画整理を実施する前に直接買収により確保します。

二つ目は、宅地の整備です。

整備だけでなく、同時に伝統的建造物群保存地区に隣接する部分は保全緑地として確保する計画です。また、土地区画整理事業により生み出される保留地では、教育施設など公共公益施設として活用することを別事業として検討しています。

三つ目は、道路整備です。

橋立町の緊急時の避難路や救援道路となると伴に、自然園や検討している教育施設へのアクセス道路となります。この道路も、防衛施設庁の補助を受けて実施します。用地は土地区画整理を実施する前に直接買収により確保します。

橋立丘陵地整備事業は、これらの事業を全体区域面積41.1haにおいて、土地区画整理事業の手法を活用して実施するものです。

(スライド10)

計画区域内の土地の現況について説明します。

地権者数は244人、筆数(区画数)は5,165筆あります。

この区域の土地現況の特徴と言えるものですが、地権者の特定が難しく、買収が困難な土地も存在します。

また、区画の形状・規模が極めて狭小なものも多数あります。

事業では、用地買収を行うわけですが、区域内には、地権者の所在や生存が不明な土地や、相続関係者が多数いる土地があります。また、以前の宅地造成計画の経過もあることから、買収ではなく土地を換地して欲しいという地権者も予想されます。

そこで、自然園、道路、宅地、保全緑地など、計画に合わせて土地利用を総合的に調整・

整備するため、買収の後、土地区画整理事業の手法を活用します。

(スライド 11)

事業の進め方ですが、

自然園用地と道路用地については、通常の公共協事業と同様、国の補助を受けて、用地を直接買収して施設整備を行います。

しかし、先ほどご説明したとおり、この区域の土地の権利状況等の特殊性から、各々の施設の区域内全ての土地を完全には買収することは困難が予想されます。

そこで、土地区画整理事業を行う区域内で任意に用地を買収し、土地区画整理の換地手法を用いて、自然園と道路の用地を集約するものであります。

同時に、買収をしなかった土地についても換地手法により集約し宅地を整備します。このとき、減歩により、保留地を創出すると共に、保全緑地を確保します。

このように、今回の土地区画整理事業は、宅地を整備すると共に、計画区域のうち約75%の面積を占める自然園と道路の買収地を、各々の計画位置に集約することも、同時に実施するものであります。

(スライド 12)

現在のところ予定している、土地区画整理後の、概ねの土地利用計画です。

区域の西側は自然林と谷あいの湿地部を活かした自然園の区域とします。

東側は、過去に土砂の採取が行われていた所ですが、この部分を主として宅地の整備を行う区域とします。

宅地区域は、現状の地形や植生を極力活かし、造成は最小限に抑えて、緑の中の宅地となるよう計画しています。

橋立町集落に隣接する区域は保全緑地として確保します。

(スライド 13)

設定した施行区域をご説明します。

お手元の資料では、地区界点図になります。

道路、赤道を施行区域境界としている地点は、この赤い所です。

水路、青道を施行区域境界としている地点は、この青い所です。

そのほか、大字界、小字界を含む筆界を施行区域境界としている地点は、この緑の所です。

以上のとおり施行区域を設定しておりますが、具体的に地形地物を示しますと・・・

伝建地区の集落、保安林、優良農地、谷筋、国定公園区域、果樹園、墓地であります。

区域面積は約41.1haであります。

(スライド 14)

買収した土地の集約をイラストイメージで説明します。

自然園と道路の用地に充てるために、区域内の土地全てを対象に用地買収を行います。

買収が可能な土地を任意に買収するので、この様に、買収した土地は区域内に散在することが予想されます。

そこで、買収後、この境界線から東側の買収地を西側の自然園と道路の区域に・・・

・・・集約します。

(スライド 15)

換地により、この様に、買収土地が自然園と道路の用地に集約されます。

(スライド 16)

一方、買収できなかった土地については、同様に、換地手法により、東側の区域に集約します。

(スライド 17)

集約しただけでは、土地の利用もできませんし、保全緑地の確保もなされません。

(スライド 18)

集約すると同時に、減歩により保留地、保全緑地、区画道路などの用地を空けて換地します。

換地以外の空いた部分に、保全緑地、区画道路、保留地などを充てます。

(スライド 19)

(スライド 20)

橋立丘陵地整備事業における、土地集約の過程を模式図で示します。

現況・・・

用地買収後・・・

換地・・・

「減歩」がこの部分

この「換地」を行うところが土地区画整理事業の手法です。

(スライド 21)

住民説明会の開催状況です。文字が小さくて恐縮です。

平成17年8月の橋立町の住民の方々への計画説明をはじめに、本年6月の説明会まで、全部で15回の説明会を実施しています。

周辺住民と地権者を対象に、基本計画、施行区域、土地利用計画、減歩、保留地の活用、土地区画整理事業に先立つ用地買収について説明をしてきました。

また、説明資料を地権者に送付するとともに、事業準備の状況についてお知らせする「ニューズペーパー」を、これまで4号発刊しています。

事業については、これらの説明会を通じて、地権者の方々から概ねの合意が得られたと思っております。

現在、用地買収の準備を進めておりますが、本年度の用地買収終了後、土地区画整理事業の立上げに際しましては、改めて、地権者の方々に説明をし、ご理解を得たいと考えております。

(スライド 22)

橋立丘陵地整備事業の全体の今後の事業予定です。

今回の都市計画決定を経て、

自然園と道路につきまして、防衛施設周辺整備統合事業として、平成19年年度に用地買収にかかります。

用地買収が完了しましたら、平成20年度に土地区画整理事業の認可を受け、仮換地指定を行います。

工事の前に埋蔵文化財の調査を実施して、

平成21年度から本格的な工事に着手します。

平成23年度に換地処分を行う予定です。

(スライド 23)

以上で議案の説明を終わります。

- 高山会長           ただいまの議案につきご質問、ご意見ございませんでしょうか。
- 宮崎委員           本事業を進めるにあたって約 250 人におよぶ地権者についてどの程度合意が取れているのか。  
                          計画区域には、所有者が二重登記となっていたりして、計画区域に含まれる夕の部では JA が仲介した土地の所有権についても裁判となっている土地もある。権利者がはっきり決定していない土地を含む本計画を計画通りに進めていくのか。また、どのように進めていくのか。
- 事務局             まず、事業地の取得についてですが、登記人がはっきりしている土地については、登記人と売買契約を結びます。登記人と実際の所有者が違う場合は、当事者同士の合意が得られておれば、真の所有者とお話をいたします。それらが解決していない例えば裁判になっている場合は判決が下るまで待つことになると思います。
- 高山会長           本来、今回の都市計画決定と事業の進め方については別の議論であります。実務の内容については決定後の議論になる。しかし、現時点で問題がある事がわかっているにもかかわらず議論をするのが議論となる。
- 吉江委員           現況説明でも出たが、一部土採取を行なった土地がある。土採取業者が土の採取金の一部を地権者に支払っているという話や土採取金の返還を求めているような話も聞く。こういった問題を市が都市計画決定し事業化することで解決する意図があるのか分からない。また、加賀市の人口激減のなか、区画整理において住宅開発の必要があるのか、今回の事業化については防衛の防音区域でもあるし閑静な住宅地とはならないと思う。  
                          保留地では小中学校の統合計画もあり対象区域の町では反対している話も聞く。どうもこの計画に理解出来ない。  
                          まずは、土採取業者は地権者にいるのか。また市は営業補償をするのか。
- 事務局             土採取業者は地権者におりますが、土地採取業者が支払った土採取にかかる権利金については受け取った土地所有者が業者に払うことが基本となります。
- 吉江委員           土地採取業者は納得するのか。
- 高山会長           私も専門でないが、本来、土地の持ち主が市と売買契約を結びます。土地の所有者が土採取業者から土採取の権利金を受け取っているならば、今計画が実行され保全緑地となると土砂の採取が出来なく無くなるので、受け取った権利金は所有者が返還することになります。
- 事務局             私どもか聞いているのは、土採取業者が地元の皆さんに土砂代の前金を総額 1 億円程払っていると聞いています。土砂の採取は一部であり採取されて無いので受け取った方が返還することが筋だと考えています。これは今回の事業とは別の話として土採取業者と土地所有者との話し合いが進められております。

吉江委員 事前の区画整組合にその金を返す資金はあるのか。

事務局 事前の整理組合ではなく準備会が土地採取業者からの前金を土地所有者に分けたものがありますので受け取った土地所有者が返還するものであります。

吉江委員 返さなければならないのか。

事務局 その動きがあると聞いている。

吉江委員 返すお金を買収費で当てにしているのか。

事務局 ちゃんとお金を持っている人もいると思うが。

吉江委員 簡単に決めてタダのものにお金をやっても困る。

事務局 それは前の話で、今はお返しすると言う話も聞いていますけれども。  
それからもう1つ、この人口減少の時にしかも騒音地域で住宅地がいるのかという指摘についてですが、ここは自然園の整備と道路を目的にスタートしています。用地買収を全部したいわけですが、こういうところにも保全緑地がいますので、できるだけ多く買収したい。で、土地の内訳を調査したところ、相続関係が何代にもわたって相続がなされていない。そういうものを全部かき集めると大体20%から25%ぐらいの用地買収はかなり難しいことが判ってきました。目標は100%買収だが買えない土地もあることが判ったので、買えなかった土地はこのエリア、買えた土地はこのエリアという風に土地を集約してこの事業をしようということです。ですから個人で買えなかった方には宅地として与えなければならない。結果として宅地が必要であっただけで、市が住宅地を造成する目的で事業を始めたわけでないことをご理解いただきたい。

もう一点、保育園と小・中学校の建設の件についてですが、防衛省の事業が具体化されてきたのが平成16年ぐらいですが、防衛省と共にこういった計画を協議しながら構想を練ってきたわけです。当初はこのような場所に学校の話はなかったわけですが、平成18年ごろに小学校の耐震化の問題であるとか、中学校の校舎の老朽化の問題、また保育園の統合計画を加賀市が策定したこと、そういった話からここで教育施設を集約して建設する構想をたて、地元の皆様にご提案いたしました。もちろん、議会の方にもご説明いたしました。そういったことに対する現在の状況でありますけども、この橋立地区の小学校、中学校、保育園の関係する町は8つあるわけですが、この構想に納得いかないという町もありました。そういった町については今後も話し合いを継続し、できるだけご理解いただける市は十分な話し合いができるまで、教育施設をここで建設する議会の同意もいりますので、話し合いを進めているところであります。

吉江委員 今、自然園、宅地、保留地、自然緑地という計画どおりにいったとして、事業費は買収費を含めていくらかかりますか。私たちが試算したときは15億円ほどの事業費が見込まれたが。また保留地に学校や保育園を建設したら約30億円はかかる。そうしたら全部で45億円ほどの投資になる。いくら補助金があたる事業であっても、そういう事業であり



ますから簡単に賛成、都決となれば、我々も大変な責務を負うわけでありますから、慎重に皆様のご意見を賜りながら審議をしてほしい。

事務局

吉江委員から今でも自然じゃないかという意見ですが、里山という観点から見ますと今は全く手入れされていない放置された山であります。それでいろいろ調べてみますと絶滅危惧種に近いような植物も見つかっております。この中には自然の池もあるし湿地もある。それが亜熱帯のような温暖化の時代ですから放っておけば絶滅することになります。そこで仮に里山の手入れを想像していただきたいのですが、すこし手を加えることによって従来の植物が芽生えて来る。それから観察路の整備による市民により身近な自然になるということです。このような計画をするにあたり全国の事例を探してみると、方々にございます。

細野委員

財源内訳を詳しく教えてもらえませんか。

事務局

国の防衛事業は自然園と道路整備で約16億。内訳として10億が国の補助金です。それから区画整理事業を行うわけですが、こちらは8億です。区画整理は保留地を処分する形です。区画整理事業の中には学校を建てるが入っていません。単に敷地の造成を行うだけで、学校の事業はまた別の事業になります。

細野委員

自然園と道路で16億。10億は国からで、残り6億は市から出すということですか。6億は合併特例債ですが。

事務局

そうなります。

細野委員

6億の7割は交付金、あと3割は借金ということですよ。

事務局

借金と一般財源です。

細野委員

区画整理の8億は丸々市が持つということですか。

事務局

そうです。

細野委員

14億が市として持つということなのですね。この財政危機のなかで。

事務局

区画整理の場合は、通常ですと保留地の処分費等によって事業費に充てるというふうになっています。ただ保留地の処分費で全部をまかなえるかというと、今細かい区画整理の事業認可といいますか、計画を立てないと金額までは出てきませんが、それと申し訳ありませんけどすべて概算ということでくみ取りいただきたいと思います。もちろんそれ以内で収めたいと思っておりますけど、後で増えたという議論よりも、安くなったという議論が良いの悪いのかわかりませんが、安くしようとする努力は建設費もそうですけど維持管理についても努力していきたいと思っております。

吉江委員 橋立だけの問題じゃなく加賀市民全員の問題だと私は思うのですが、この事業をやめたとなると誰が損をするのですか。

事務局 損得の問題ではないと思いますが。

吉江委員 いやいや、損得はあります。お金なんて投資しなくていい。地面を買ってもらおうとして、そのお金をどうかしようと考えている人は損得じゃないのか。

事務局 今回の丘陵地整備事業と、民民の前金のお話を、一緒にしますと、それは事業を進めていくうえで解決すべき問題と、私どもは理解している。

吉江委員 決定をすれば事業は進んでもいいというからそれを危惧している。

高山会長 確かにそういう盲点があります。

吉江委員 決定しなくていいのではないか。

高山会長 都市計画決定しても事業が進まないものもたくさんあります。例えば。都市計画道路で何十年前に決定された道路でもいろいろな事情で事業が進まないものがたくさんありますが、今回の事業はどちらかというと、これは近々に事業を進めようという、そのための都市計画決定なので、ここで決定されれば本格的に事業が進む前提のものであると理解していただいて結構です。そういう意味からするとちゃんと事業が進むかどうかも含めてご検討いただきたい。

齊官委員 事業の緊急性みたいなものは

事務局 事業の緊急性は、実際先ほど申し上げた整備統合事業というのは平成18年度から始まって、その事業期間は概ね5年と最初から決まっています。ですから平成22年まで。区画整理の換地からプラス1年かかりますけど、そういった意味では5年以内に完成させる事業と決まっています。先ほどだいたいのスケジュールを示していただいた通りになります。

事務局のほうから質問を受けてないですが発言してもよろしいですか。土地問題ということでは、ご懸念されている事案が出てまいりました。しかし私どもは地域の民生安定のための避難路の整備、あるいは地域の皆様、市民の皆様に活用していただく自然園の整備という大目標があります。そのためにはこういうややこしい相続関係のなかでは区画整理司法を用いないとなかなか事業が進まない。従来、道路であれば直接買収方式です、絶対に売らないという方もいますけど、進めて行けます。しかし丘陵地整備だけは区画整理司法をいれないと土地の集約ができない。ということは事業にならないということです。それは今後私たち、いろんな土地の問題があると思いますけど、それは努力して解決します。市のできることであれば本当に努力します。そういったことで事業の前提となる今回の都市計画の審議していただいている案につきましては是非ご承認いただきたいと思っています。

- 高山会長 重要な決定をこの場でしないといけませんので、反対される意見があれば多数決では決まらないんです。やはり納得していただかないと決定できない。
- 吉江委員 慎重審議をする意味で今日というわけじゃなく、もう少し皆さんに研究していただく意味で継続審議は可能ですか。今回の議案を2時間で決めたって言われるのも嫌だ。当局から示された案に可決したいという気持ちはあるから、さらに慎重を期して、可決を前提にひとつ継続ということではいかがでしょうかね。そうせんと可哀想やわい。
- 櫻井委員 次回までに私達にこれを調べて欲しい、これはもうちょっと審議して欲しいとかを申し、また次回の会議にのぞまなければ。1回で決まったとでの問題は、本当に慎重にしたのかと、1回や2回でできるのかと。一つ吉江議員のなかで次回の宿題というわけではないのだけれども私が思う中で気にかかりますのは、町づくり、村づくり、何であろうとも、理想を申しますと君たちの町はああして欲しいとかこうして欲しいとかのマスタープランが出来ると書いてありますけど、その橋立地区のマスタープランをどうやるかというのを見たいのです。それに応じてこの整合性がはたしてうまくっているのか。それともう一つ、理想を言えば住民が例えば十年前、十五年前から学校が欲しいとか道路が欲しいとか、防災についてはこういうものが欲しいとか、そういう陳情がかつて今までに有ったのか無いのか。橋立地区からの陳情の内容でこの整合性に合うようなものがあるのか無いのか。この2件だけちょっとあれば、少し私達も橋立の想いとか熱い気持ちを理解しながらお話の中で、できるだけのことを賛成をしたいと思うんですけど。
- 高山会長 他に何か提案があれば。
- 竹腰委員 私は、ここに住んでいるわけではないので外から言うのもあれですけど、計画だけ見れば私が個人的に見ればすごい理想的なカッコイイと試みてみているんです。ただ恐らくそれをすんなりと説明している。自然園の計画っていうのはかなりウエイトが大きいような気もしてるんですけど、この辺のところは市としてこういうものを作って皆さんに利用してもらう事が必要なのですか、そういう答弁を返答するとかえって転覆するのではないかと個人的に思うのです。だからこんな風に事業をするんやというよりは、この全体の計画を皆でそうやなという風になればこれはやっぱり大きなウエイト占めている部分の考え方みたいなものをもう少し説明されるというのも必要なのではないかなというような気がします。
- 高山会長 他に何か、大体の委員の皆さんのご意見としては、今日結論を出すのはやっぱり無理ではないかと、継続審議して欲しいというのが大勢の意見ですので、私は今回、すんなり結論は出せないのかなと。事務局は非常に困る状況を私は事前に聞いていて、わかっているんですけどこれだけ皆さんご質問が出て、しかももう少し慎重審議して欲しいというご意見が圧倒的に強いので、結論はなかなか出せない。ここで結論をとったら多分、反対という声が結論となってしまうと、藪蛇ですので。そういう意味では吉江委員が言われたように賛成することを前提に少し疑問の点を次回説明して欲しいと、そういう要望がございしますので、市としてはそれに答えることもでてくるかどうかですけど、是非そういう風にさせて頂きたいなと思います。それと今、お二方から要望というか、マスタープランとの

整合性を次回きちっと説明して欲しい。それから住民からの要望としてちゃんとこういう計画がこれまで欲しいとか、いろいろそういうものが有ったのかどうかというのを少し調べていただいて、地元の要望をちゃんと叶えた計画になっているのかどうか、というような事。それともう一つはやっぱりかなり大きな、私も最初に聞いた時には一番最初のご挨拶にも言いましたが、これまでの開発、開発の計画ではなくて、守る、保全を含めた区画整理事業はいいと私は申し上げたのですが、そういう意味ではまだその良さが各委員のほうに伝わっていない可能性もありますので、是非、先程部長さん、その自然園の活用方法を述べられましたけど、もう少しこんな風な事を市では考えている、市民全体として役に立つんだということの説明をもう少ししていただけたらという要望がでていますが。他、何かあれば。

西田委員　私にはまったく門外漢なんですけど、今説明をお聞きしているとですね、地元の住民の方が本当にこれを望んでいるというようなところが説明が実は無かったかたんですね。ですからそれをもう少し具体的に説明をしていただけたら解決になるのかなと言う風に思います。

事務局　補足ですか。先程このパワーポイントの中で説明させていただいたと思うんですけど、ここの橋立地区につきましては重要伝統的建物保存地区ということで指定されてまして、全国的に注目されてきつつある場所になっています。そういう中において、この丘陵地がですね民間の開発が入ってその貴重な緑を失われるような開発をされると困るという部分も私共は懸念してまして、そういう意味からも自然園として保存したいという意図がございます。今、所長さんの方から住民の要望があるのかという質問ですけどもそれにつきましても、その伝建地区の地域の皆さんは背後の緑は、保全するのは貴重な事なので是非お願いしたいと。それは全部は調査していませんけど、そういう地元の保存地区の方からそういう要望は受けております。

西田委員　私はそういうものをはっきりとどこの町会に対してやったらこれだけの感触があった、手を上げてくれた、理解してくれたというようなものが無いと、門外漢の委員ですからそこが解らない以上はどちらにも結論は出しにくいなと。実際、今、今日ここで賛否結論を取ると言われたら保留をしようと思って、卑怯ですけどね。そこが見えなかった、非常に良い計画だと思うんですけど、どちらが先かというような話で門外漢としたら非常に地元の熱意がなんとなく伝わってこなかったなと、凄く失礼な言い方ですけどそう思いました。

事務局　もちろん地元の要望がある、それで議会も予算を承認する。もう一つご理解頂きたいなと、防衛省の事業費は、万が一の時に住民に甚大な被害が及んではいけないということで防衛省は基地資源？に対して住民の民生の安定というものを防衛省も望んだわけですね。ですから住民がしてくれというのももちろん大事ですし、防衛省もやはり基地資源の民生安定には、例えば避難路は充足しているのかとかそういったようなお話もございます。ですからこの計画作りの時も、市が勝手に作ったのではなくて、その辺り防衛省の意見も充分にお聞きしながら全体計画をまとめ上げた。それを地元で説明して皆さんにご理解を得たということもございます。今、委員長さんがまとめて頂きました3点の宿題については次回までに整理をしてご報告したいと思えます。事務局としては残念ではありますが、

吉江委員さんの方から賛成を前提に継続審議をする、そして皆さんで気分良く望んでいた  
だく、その為のい継続という事でございましたので、ひとつ今後ともよろしくお願いま  
す。

櫻井委員

計画については反対しようというつもりはさらさら無いんです。色んな問題を心配しな  
がら考えていくからそういった話をしているのであって。そこら辺りを納得させて頂けれ  
ば大手を振って賛成させて頂きます。

高山会長

どうもありがとうございます。今日は1件だけの議案でありましたが残念ながら論にい  
たりませんでした。それで次回までの継続審議ということで結審させて頂きます。事務局  
につきましては先程申し上げました3点について慎重に調べられてご報告をお願いしたい  
と思いますので。どうもありがとうございました。

事務局

次回の日程はまた改めてご案内申し上げますのでよろしくお願いします。

委員長：それでは第3回加賀市都市計画審議会、これで終了いたします。皆さんどうもあ  
りがとうございました。